



# ●ポイントとなる箇所を色づけしたビジュアルな解説。

## ●実務経験に基づいた具体的な情報をadviceとして随所に掲載。

### 省エネルギー

環境・  
安全 51-12

## 内容見本 〔B5判縮小〕

建築物工事は、1条に定められている建築物エネルギー消費性能基準と見なされるため、建築確認申請及び確認証の交付との関係も合わせて示す。11条は建築基準法規と見なされるため、建築確認申請及び確認証の交付の建築主は、「建築物エネルギー消費性能基準」を所管部門又は建設工事判定機関に提出し(②)審査を受け、建設主はそれを(③)が交付され、建設主はそれを(④)が交付され(⑤)が交付されることで、確認証が交付されることで可能となる。

建築物の計画を変更する場合には、逐次的変更を除き、当該部分の工事に先づつ

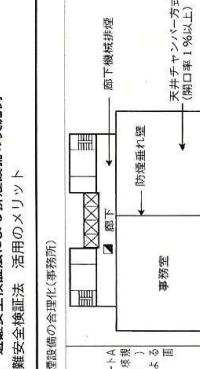
審査行政官等に提出し、変更に係る旨工エネ適合性判定通知書の交付(⑥)を受け、検査済工事の最終段階では、建設主事業者に完了検査を申請(⑦)し、検査を受けた検査済工事の最終段階では、建設物の使用を開始することとはできない。

### 排煙設備備

#### 避難安全検証法(ルートB1)の計算手法〔6〕

##### (3) 避難安全検証法 活用のメリット

##### 排煙設備の合理化(事務所)



##### 表5 側部の繋結方法

設置場所	運転質量(kg)	側部の繋結方法
15を超えて60以下	径6mm以上、埋込長さ30mm以上	ノンカーバー2本以上による繋結
60を超えて100以下	径4.8mm以上、有効打込み長さねじ4本以上による繫結	ノンカーバー2本以上による繫結
60を超えて100以下	径6mm以上、埋込長さ30mm以上	径6mm以上、埋込長さ30mm以上
15を超えて60以下	径4.8mm以上、有効打込み長さねじ4本以上による繫結	ノンカーバー2本以上による繫結
60を超えて100以下	径6mm以上、埋込長さ30mm以上	径5.5mm以上、有効打込み長さねじ8本以上による繫結

##### ※ (5) (1)～(4)に該当しない場合は、耐震基準に基づいて設置されていること。

##### advice

大判認定(ルートC)による排煙設備(運転6・129・129の2)は、広範な建物に適用可能とするため、制約が多く、自由度が狭まつるものとなつておらず、また、一部安全側の想定がなされている。これに対して、大判認定(ルートC)には建物の用途、形状などの特性に合わせたオーダーメイドの施設もある。そのためには、最も高層度な解説技術が必要であるが、そのためには、特に、1,500m<sup>2</sup>を超える防煙区画や吹き出物、安全出口を含む、構造設計を計画する場合、3の排煙設備の設置と構造規定に従うことを図面を用いて行う場合や吹き出物、安全出口を含む、構造設計を計画する場合、3の排煙設備の設置と構造規定に従うことを図面を用いて行うことでより、建令128条の2及び128条の3の排煙設備の設置と構造規定に従うことを図面を用いて行うことでより、計画の自由度が増し、より安全で合理的な排煙設備を構築できる場合がある。

##### advice

ルートCの下部に表示した方程式(式1)と(式2)で、かつ、差異を前に前を設けながらは少ない

### 給水・給湯設備

#### 給湯機器の耐震措置〔3〕

##### (4) 側部を繋結する場合(Fig.23③参照)は、設置場所、運転質量の区分ごとに法であることを

##### 法であることを

##### 法であることを